

## 規制シート(様式)

(別紙1)

150201000420001

平成27年11月6日

規制の名称	PTAや青少年教育団体等が実施する共済事業	所管府省	文部科学省
根拠法令等	PTA・青少年教育団体共済法(平成22年法律第42号)	担当局課等 及び作成責 任者の役 職・氏名	生涯学習政策局社会教育課長 谷合俊一
規制目的	共済事業に係る業務の健全かつ適切な運営及び財務の健全を図ることによって、共済契約者や被共済者(加入者)の保護を図る。		
規制内容の概要	PTA若しくは青少年教育団体又はこれらに係る安全互助会などの特定関係団体(以下、「PTA等」という。)は、行政庁の認可を受けて、共済事業を行うことができる。その他、以下に例示する共済事業の変更等に関する事項については、行政庁の許可や承認、届出等が必要である。 例)共済事業に係る規程の変更、共済事業に係る会計の他の会計への資金運用等の許可、共済事業の廃止	関連する予 算	—
規制の最近の改 廃経緯	—	関連する政 策評価結果	—
規制を維持、改革 又は新設する理 由	共済団体の業務の健全かつ適切な運営を確保し、PTA等に加入する者(児童生徒等、保護者、教職員等)の権利の保護を図るために必要な最小限の規制であり、これらの規制が過剰となっていたり、認可申請を阻害している状況ではない。 なお、小規模団体等に配慮し新規参入を推進できるように、平成30年1月1日(施行から7年間)までの間は経過措置として認可申請時に用意すべき準備金の額が緩和されている。 保険業法や他の制度共済の法と協調しながら規制している。	規制の維 持、改革又 は新設の別	維持
(規制を改革する 場合の改革の方 向性)	共済契約者や被共済者保護の観点から問題ないと判断される場合、又は保険業法が改正され、本法の規制の方が強い等の場合には、規制を緩和する余地はある。 なお、保険業法等の一部を改正する法律(平成26年法律第45号)に合わせて、本法の規定についても検討したが、該当する規定がなかったことから対応していない。		
見直し条項	無		
次の見直し時期	平成32年度		

規制シート(通知・通達等の委任根拠等)(様式)

(別添)

(通知・通達等のID)

(規制シートのID)

<p>通知・通達等の 名称(発信者等 を含む。)</p>	<p>—</p>
<p>通知・通達等への 委任の根拠となる 法令の条項</p>	<p>—</p>
<p>通知・通達等が法 令の委任の範囲 に入る理由</p>	<p>—</p>

# 規制シート(様式)

(別紙1)

160199100760001

平成27年11月6日

規制の名称	仕事と家庭の両立支援のための育児休業及び介護休業等の規制	所管府省	厚生労働省
根拠法令等	育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)	担当局課等及び作成責任者の役職・氏名	雇用均等・児童家庭局職業家庭両立課長 蒔苗 浩司
規制目的	子の養育又は家族の介護を行う労働者等に対する支援措置を講ずること等により、子の養育又は家族の介護を行う労働者等の雇用の継続及び再就職の促進を図り、もってこれらの者の職業生活と家庭生活との両立に寄与することを通じて、これらの者の福祉の増進を図り、あわせて経済及び社会の発展に資すること。		
規制内容の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1歳に満たない子を養育する労働者について、育児休業を取得する権利を認めなければならない。</li> <li>・要介護状態にある対象家族を介護する労働者について、最長93日の介護休業を取得する権利を認めなければならない。</li> </ul>	関連する予算	両立支援等助成金(平成27年度予算59億円)
規制の最近の改廃経緯	・3歳未満の子を持つ労働者が利用できる勤務時間の短縮措置を労働者に義務付ける等(平成21年法改正)	関連する政策評価結果	平成21年4月に「3歳未満の子を持つ労働者に対して勤務時間の短縮措置の義務付け等」について規制影響分析(事前分析)を実施し、代替案との比較の結果、当該規制の新設の方が望ましいという分析結果を得た。
規制を維持、改革又は新設する理由	現在、労働政策審議会にて、制度の見直しについて検討中	規制の維持、改革又は新設の別	検討中
(規制を改革する場合の改革の方向性)	平成21年改正法附則第7条に規定された施行5年後の見直し規定に基づき「今後の仕事と家庭の両立支援に関する研究会」の報告書を取りまとめ、労働政策審議会に報告した。現在は、労働政策審議会にて議論しているところである。		
見直し条項	育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律附則第7条		
次の見直し時期	平成27年度		

規制シート(通知・通達等の委任根拠等)(様式)

(別添)

(通知・通達等のID)

(規制シートのID)

<p>通知・通達等の 名称(発信者等 を含む。)</p>	<p>—</p>
<p>通知・通達等への 委任の根拠となる 法令の条項</p>	<p>—</p>
<p>通知・通達等が法 令の委任の範囲 に入る理由</p>	<p>—</p>

## 規制シート(様式)

(別紙1)

160198500880001

平成27年11月5日

規制の名称	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等	所管府省	厚生労働省
根拠法令等	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号)	担当局課等及び作成責任者の役職・氏名	職業安定局派遣・有期労働対策部需給調整事業課長 松本 圭
規制目的	職業安定法(昭和22年法律第141号)と相まって労働力の需給の適正な調整を図るため労働者派遣事業の適正な運営の確保に関する措置を講ずるとともに、派遣労働者の保護等を図り、もって派遣労働者の雇用の安定その他福祉の増進に資すること		
規制内容の概要	労働者派遣事業を行おうとする者は、厚生労働大臣の許可が必要であること 等	関連する予算	—
規制の最近の改廃経緯	日雇派遣の原則禁止、グループ企業内派遣の8割規制、いわゆるマージンなどの情報公開の義務化、待遇に関する事項等の説明の義務化、違法派遣に対する迅速・的確な対処 等(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律(平成24年法律第27号。以下「平成24年改正法」という。)による改正)	関連する政策評価結果	—
規制を維持、改革又は新設する理由	未定	規制の維持、改革又は新設の別	未定
(規制を改革する場合の改革の方向性)	未定 ※平成24年改正法附則第3条第1項及び「規制改革実施計画」(平成26年6月24日閣議決定)に基づき、労働政策審議会において検討を行うこととされている。		
見直し条項	平成24年改正法附則第3条第1項		
次の見直し時期	平成27年度(平成27年3月労働政策審議会労働力需給制度部会において、平成24年改正法の規定に関する議論を開始)		

規制シート(通知・通達等の委任根拠等)(様式)

(別添)

(通知・通達等のID)

(規制シートのID)

<p>通知・通達等の 名称(発信者等 を含む。)</p>	<p>—</p>
<p>通知・通達等への 委任の根拠となる 法令の条項</p>	<p>—</p>
<p>通知・通達等が法 令の委任の範囲 に入る理由</p>	<p>—</p>

# 規制シート

(別紙1)

170199900510001

平成27年6月30日

規制の名称	養殖漁場の改善	所管府省	農林水産省
根拠法令等	持続的養殖生産確保法(平成11年法律第51号)第7条及び第15条	担当局課等 及び作成責 任者の役 職・氏名	水産庁増殖推進部裁培養殖課長 保科正樹
規制目的	漁業協同組合等による養殖漁場の改善を促進するための措置を講ずることにより、持続的な養殖生産の確保を図り、もって養殖業の発展と水産物の供給の安定に資すること。		
規制内容の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 都道府県知事等は、漁業協同組合等が、持続的な養殖生産の確保を図るための基本方針に即した養殖漁場の利用を行わないため、養殖漁場の状態が著しく悪化していると認めるときは、当該組合等に対し、漁場改善計画の作成その他の養殖漁場の改善のために必要な措置をとるべき旨の勧告をし、その勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる(第7条第1、2項)。</li> <li>・ 都道府県知事は、勧告を受けた漁業協同組合等が、その勧告に従わなかった旨を公表された後において、なお、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において、漁業調整その他公益のために必要があると認めるときは、漁業権の免許にあたり又は免許後に、制限又は条件を付けることによる養殖漁場の改善のための措置その他の適切な措置を講ずる(第7条第3項)。</li> <li>・ 都道府県知事は、持続的な養殖生産の確保を図るための基本方針に即して、漁業協同組合等その他養殖をする者に対し、持続的な養殖生産の確保を図るために必要な指導及び助言を行う(第15条)。</li> </ul>	関連する予算	—

規制の最近の改廃経緯	当該規制にかかる改廃はなし。	関連する政策評価結果	・直近では平成26年8月に政策分野「水産資源の回復」の政策評価(実績評価)が実施されており、その施策目標の一つに、「種苗放流等による資源造成の推進と環境負荷の少ない持続的な養殖業の確立」があり、指標「海面養殖業の総生産に占める漁場改善計画策定海面における生産量の割合」は、25年度において目標値79.6%に対し実績91.5%でA評価となっている。
規制を維持、改革又は新設する理由	漁業協同組合等による養殖漁場の改善を促進するためには、引き続き、都道府県知事によって、持続的な養殖生産の確保を図るための基本方針に即した養殖漁場の利用が確保されることを担保できるようにする必要があるため。	規制の維持、改革又は新設の別	維持
(規制を改革する場合の改革の方向性)	-		
見直し条項	-		
次の見直し時期	平成32年度目途		



規制シート(通知・通達等の委任根拠等)

(別添)

(通知・通達等のID)

(規制シートのID)

<p>通知・通達等の 名称(発信者等 を含む。)</p>	<p>—</p>
<p>通知・通達等への 委任の根拠となる 法令の条項</p>	<p>—</p>
<p>通知・通達等が法 令の委任の範囲 に入る理由</p>	<p>—</p>

# 規制シート

(別紙1)

170199900510002

平成27年11月6日

規制の名称	養殖水産動植物の伝染性疾病のまん延防止	所管府省	農林水産省
根拠法令等	持続的養殖生産確保法(平成11年法律第51号)第7条の2から第11条まで	担当局課等 及び作成責 任者の役 職・氏名	消費・安全局畜水産安全管理課長 磯貝 保
規制目的	特定の養殖水産動植物の伝染性疾病のまん延防止のための措置を講ずることにより、持続的な養殖生産の確保を図り、もって養殖業の発展と水産物の供給の安定に資すること。		
規制内容の概要	<p>国内における発生が確認されておらず、又は国内の一部にのみ発生している養殖水産動植物の伝染性疾病であって、まん延した場合に養殖水産動植物に重大な損害を与えるおそれがあるものを「特定疾病」として定め、以下の措置を規定。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 養殖業者等は、特定疾病の発生を発見した場合、都道府県知事に届け出なければならない(第7条の2第1項)。</li> <li>・ 都道府県知事は、特定疾病のまん延を防止するために必要な限度において、特定疾病に感染した水産動植物等について、その所有者等に対し、当該水産動植物の移動制限・禁止、焼却・埋却等による処分、施設の消毒等を命じることができる(第8条第1項)。なお、都道府県知事は、この命令により損失を受けた者に対し、補償をしなければならない(第9条第1項)。</li> <li>・ 都道府県知事は、特定疾病のまん延を防止するために必要があるときは、その所有者等に対し、養殖水産動植物について、都道府県知事の行う検査・注射・薬浴・投薬を受けるべき旨を命じることができる(第9条の2第1項)。</li> <li>・ 都道府県知事は、伝染性疾病の予防に必要と認めるとき、養殖業者等に対し、報告の徴収、立入検査等を行うことができる(第10条、11条)。</li> </ul>	関連する予算	消費・安全対策交付金のうち養殖衛生管理体制の整備(平成27年度予算:2,062百万円の内数):都道府県が持続的養殖生産確保法に基づき行うまん延防止措置等に要する経費を支援。

規制の最近の改廃経緯	養殖業者等による特定疾病の届出義務の新設等(平成17年法改正)	関連する政策評価結果	-
規制を維持、改革又は新設する理由	伝染性疾病の発生による損害を最小限に抑えるためには、発生の早期発見及び迅速なまん延防止措置により感染拡大を阻止することが重要であり、本規制を維持することが必要。本改正前である平成15年には、我が国初のコイヘルペス感染を確認したところ、早期発見及び迅速なまん延防止措置を講じることができず、瞬く間に、全国に感染が拡大してしまった。全国的な清浄化は極めて困難となり、例えば、錦鯉の輸出に当たっては、養殖場ごとに無病証明の添付が必要となっている。また、平成27年3月には、レッドマウス病が発生し、本法に基づき、まん延防止措置が講じられたところである。	規制の維持、改革又は新設の別	維持
(規制を改革する場合の改革の方向性)	-		
見直し条項	なし		
次の見直し時期	平成32年度目途		

規制シート(通知・通達等の委任根拠等)

(別添)

(通知・通達等のID)

(規制シートのID)

<p>通知・通達等の 名称(発信者等 を含む。)</p>	<p>—</p>
<p>通知・通達等への 委任の根拠となる 法令の条項</p>	<p>—</p>
<p>通知・通達等が法 令の委任の範囲 に入る理由</p>	<p>—</p>

# 規制シート(様式)

(別紙1)

180194902280001

平成27年6月12日

規制の名称	外国為替及び外国貿易法 (輸出の許可、輸出の承認、役務取引の許可等、輸入の承認、その他)	所管府省	経済産業省
根拠法令等	外国為替及び外国貿易法	担当局課等 及び作成責 任者の役 職・氏名	貿易経済協力局貿易管理課 長 高見 牧人 貿易経済協力局安全保障貿易管理課長 風木 淳
規制目的	外国為替、外国貿易その他の対外取引が自由に行われることを基本とし、対外取引に対し必要最小限の管理又は調整を行うことにより、対外取引の正常な発展並びに我が国又は国際社会の平和及び安全の維持を期し、もつて国際収支の均衡及び通貨の安定を図るとともに我が国経済の健全な発展に寄与すること		
規制内容の概要	<p>○輸出の許可(第48条第1項) 国際的な平和及び安全の維持を妨げることとなると認められるものとして政令で定める特定の地域を仕向地とする特定の種類の貨物(輸出貿易管理令別表第1)の輸出をしようとする者は、政令(輸出貿易管理令)で定めるところにより、経済産業大臣の許可を受けなければならない。</p> <p>○輸出の承認(第48条第3項) 経済産業大臣は、 イ. 国際収支の均衡の維持のため ロ. 外国貿易及び国民経済の健全な発展のため ハ. 我が国が締結した条約その他の国際約束を誠実に履行するため ニ. 国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため ホ. 第10条第1項の閣議決定を実施するため 特定の種類の又は特定の地域を仕向地とする貨物を輸出しようとする者に対して、必要な範囲で、政令(輸出貿易管理令)で定めるところにより、輸出の承認を受ける義務を課することができる。</p> <p>○役務取引の許可等(第25条) ① 特定技術の提供(第25条第1項) 国際的な平和及び安全の維持を妨げることとなると認められる特定技術を特定国(特定の外国)において提供することを目的とする取引について、経済産業大臣の常時許可制を定めている。 ② 特定記録媒体の等の輸出等(第25条第3項) 第1項の技術の取引規制を補完するものとして、特定国を仕向地とする特定技術の内容とする情報の記録媒体等の輸出及び特定国において受信されることを目的として行う電気通信による特定技術の情報の送信行為の常時許可制を定めている。 ③ 仲介貿易取引(第25条第4項) 仲介貿易取引(外国相互間の貨物の移動を伴う貨物の売買、貸借又は贈与に関する取引)について、主務大臣による有事許可制を定めている。</p> <p>○輸入の承認(第52条) 貨物を輸入しようとする者は、 イ. 外国貿易及び国民経済の健全な発展を図るため ロ. 我が国が締結した条約その他の国際約束を誠実に履行するため ハ. 国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため ニ. 第10条第1項の閣議決定を実施するため 政令(輸入貿易管理令)で定めるところにより、輸入の承認を受ける義務を課せられることがある。</p> <p>○その他 我が国の平和及び安全の維持のための措置(第10条)等。</p>	関連する予算	—

<p>規制の最近の改廃経緯</p>	<p>○平成16年：外為法の一部改正（外為法第10条の制定） 従来は、国際的協調体制がなければ経済制裁ができなかったが、我が国独自の安全保障の観点から、国際協調がなくても、閣議決定により我が国単独で経済制裁を発動することを可能とした。</p> <p>○平成21年：外為法の一部改正 グローバル化や情報化の進展、不正輸出事案の増加など、安全保障貿易管理を巡る情勢の変化を受け、我が国の安全保障貿易管理を厳格に実施するため、技術取引規制の見直し、仲介貿易規制の見直し等を行った。</p>	<p>関連する政策評価結果</p>	<p>—</p>
<p>規制を維持、改革又は新設する理由</p>	<p>当該規制については、対外取引の正常な発展、我が国又は国際社会の平和及び安全の維持などを目的としたもの。前回見直し時と同様に、地球環境や希少野生動植物の保護、有限天然資源の保存等への国際的な関心は高く、また、我が国の安全保障環境は引き続き厳しい状況にある。さらに、国際的な調和にも資していることから、当該規制を維持する。</p> <p>なお、当該規制対象貨物、技術、仕向地等については、本法律に基づき委任されている政令、省令、告示等で規定されており、国際枠組み、条約、安保理決議等の改定等、国際的な議論を踏まえ、毎年見直しの検討を行い、必要がある場合には政令、省令、告示等の改正を行っているところである。</p>	<p>規制の維持、改革又は新設の別</p>	<p>維持</p>
<p>（規制を改革する場合の改革の方向性）</p>			
<p>見直し条項</p>	<p>附則（平成21・4・30法律第32号）第五条</p>		
<p>次の見直し時期</p>	<p>平成27年度</p>		

規制シート(通知・通達等の委任根拠等)(様式)

(別添)

(通知・通達等のID)

(規制シートのID)

<p>通知・通達等の 名称(発信者等 を含む。)</p>	<p>—</p>
<p>通知・通達等への 委任の根拠となる 法令の条項</p>	<p>—</p>
<p>通知・通達等が法 令の委任の範囲 に入る理由</p>	<p>—</p>

## 規制シート(様式)

(別紙1)

180199200510004

平成27年2月26日

規制の名称	計量法	所管府省	経済産業省
根拠法令等	計量法(平成4年法律第51号)、計量法施行令、計量単位令、計量法附則第三条の計量単位等を定める政令、特定商品の販売に係る計量に関する政令、計量法施行規則、計量単位規則、計量法附則第三条の計量単位の記号等を定める規則、特定商品の販売に係る計量に関する規則、特定計量器検定検査規則、基準器検査規則、指定製造事業者の指定等に関する省令、指定定期検査機関、指定検定機関、指定計量証明検査機関及び特定計量証明認定機関の指定等に関する省令	担当局課等 及び作成責任者の役職・氏名	産業技術環境局 計量行政室 室長 三浦 裕幸
規制目的	計量の基準を定め、適正な計量の実施を確保し、もって経済の発展及び文化の向上に寄与することを目的とする。		
規制内容の概要	<p>○計量の基準としての法定計量単位が定められており、取引・証明における計量を行うときは、その使用が義務づけられている。</p> <p>○特定商品の販売の事業を行う者は、量目公差を超えないよう計量し、これを密封して販売する際には内容量表記をする義務がある。</p> <p>○特定計量器の製造・修理・販売の事業を行おうとする者は、その区分に従い、経済産業大臣等宛てに届け出なければならない。</p> <p>○特定計量器を取引又は証明に用いる者は、その区分に従い、都道府県等による検定を受けなければならない。なお、届出製造事業者は一定の基準を満たせば、経済産業大臣等による型式承認、指定製造事業者の指定を受けることができる。</p> <p>○計量証明の事業を行おうとする者は、都道府県知事の登録を受けなければならない。</p> <p>等</p>	関連する予算	—
規制の最近の改廃経緯	<p>①平成25年8月に開催された計量行政審議会基本部会での検討を踏まえ、計量単位令の一部改正(平成25年政令第287号)を実施。期限付きで法定計量単位とみなされていた水銀柱メートル等の6単位に関して、国内外における利用実態等を踏まえ、使用期限を延長するのではなく、計量法第5条第2項に規定する特殊の計量に用いる法定計量単位として規定し、期限の定めなくその使用を可能とする改正を実施。</p> <p>②特定計量器の検定における技術基準等を定めた特定計量器検定検査規則について、技術革新に迅速かつ柔軟に対応するとともに、国際規格との整合可を図る観点から、一部改正を実施(平成27年省令第34号)。非自動はかり、ガスメーター、騒音計等7器種の特定計量器の技術基準に日本工業規格(JIS)を引用する改正を実施。</p>	関連する政策評価結果	—
規制を維持、改革又は新設する理由	上述の通り	規制の維持、改革又は新設の別	改革
(規制を改革する場合の改革の方向性)	上述の通り		
見直し条項	—		
次の見直し時期	平成31年度		



規制シート(通知・通達等の委任根拠等)(様式)

(別添)

(通知・通達等のID)

(規制シートのID)

<p>通知・通達等の 名称(発信者等を含 む。)</p>	<p>—</p>
<p>通知・通達等への委 任の根拠となる法令 の条項</p>	<p>—</p>
<p>通知・通達等が法令 の委任の範囲に入 る理由</p>	<p>—</p>

# 規制シート(様式)

(別紙1)

180195800840002

平成27年2月26日

規制の名称	工業用水道事業法	所管府省	経済産業省
根拠法令等	工業用水道事業法(昭和33年法律第84号)、工業用水道事業法施行令、工業用水道事業法施行規則	担当局課等及び作成責任者の役職・氏名	経済産業省経済産業政策局地域経済産業グループ産業施設課 課長 津村 晃
規制目的	工業用水の豊富低廉な供給により工業の健全な発達に寄与するため、工業用水道事業の運営の適正化及び合理化を図る。		
規制内容の概要	<p>○ 工業用水道事業の開始にあたり、地方公共団体は、氏名、給水区域及び給水能力等を記載した届出書及びその他の必要な書類を経済産業大臣に対し届出を行う必要がある。</p> <p>○ 工業用水道事業の開始にあたり、地方公共団体以外の者は、上述の届出書の内容と同様の事項を記載した申請書及びその他の必要な書類を同大臣へ提出した上で、開始しようとする工業用水道事業の計画の確実性及び同事業に係る施設の法的基準への適合性等の観点から同大臣の許可を受ける必要がある。</p> <p>○ 同大臣は、工業用水の供給確保の観点から、必要に応じ、経済産業省職員に工業用水道事業者への立入検査をさせることができる。 等</p>	関連する予算	工業用水道事業費補助金
規制の最近の改廃経緯	—	関連する政策評価結果	—
規制を維持、改革又は新設する理由	<p>平成26年5月の産業構造審議会工業用水道政策小委員会において、工業用水道事業者が行う経営改善への取組のために国が行うべき環境整備について検討。これを踏まえ、以下の制度改正を実施済。</p> <p>① 「工業用水道施設の技術的基準を定める省令」の一部改正 大規模地震への対応のための耐震性に係る規定を新たに盛り込むとともに、既存の技術的基準を緩和することにより、工業用水道事業者による新技術の導入や創意工夫の反映をしやすいとするため、「工業用水道施設の技術的基準を定める省令」の一部を改正した。</p> <p>② 「工業用水道からの雑用水供給に係る運用等について」の運用改正 工業用水道に係る雑用水について、供給開始手続きの簡素化、料金・供給条件の自由化及び供給対象の緩和を図るため、雑用水の供給に係る運用を改正した。</p>	規制の維持、改革又は新設の別	平成26年度に規制の見直しを実施
(規制を改革する場合の改革の方向性)	上述の通り		
見直し条項	—		
次の見直し時期	平成26年度に実施済み		

規制シート(通知・通達等の委任根拠等)(様式)

(別添)

(通知・通達等のID)

(規制シートのID)

<p>通知・通達等の 名称(発信者等 を含む。)</p>	<p>—</p>
<p>通知・通達等への 委任の根拠となる 法令の条項</p>	<p>—</p>
<p>通知・通達等が法 令の委任の範囲 に入る理由</p>	<p>—</p>

## 規制シート(様式)

(別紙1)

180195601460002  
200195601460002

平成27年6月9日

規制の名称	工業用水法	所管府省	経済産業省、環境省
根拠法令等	工業用水法(昭和31年法律146号)、工業用水法施行令、工業用水法施行規則	担当局課等 及び作成責 任者の役 職・氏名	経済産業省経済産業政策局地域経済産 業グループ産業施設課 課長 津村 晃  環境省水・大気環境局土壌環境課地下 水・地盤環境室 室長 二村 英介
規制目的	特定の地域について、工業用水の合理的な供給を確保するとともに、地下水の水源の保全を図り、もってその地域における工業の健全な発達と地盤の沈下の防止に資することを目的とする。		
規制内容の概要	指定地域内で一定規模以上の井戸から工業用として地下水を採取する場合、都道府県知事の許可が必要。指定地域ごとに、採水深度や揚水設備の許可基準を定めている。	関連する予 算	【環境省】 地盤沈下等水管理推進費(平成27年度予 算 額 16百万円)
規制の最近の改 廃経緯	平成26年6月4日[地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律39条による改正] 平成26年6月13日[行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律225条による改正]	関連する政 策評価結果	—
規制を維持、改革 又は新設する理 由	工業の健全な発達と地盤の沈下の防止に資するため	規制の維 持、改革又 は新設の別	維持
(規制を改革する 場合の改革の方 向性)	—		
見直し条項	—		
次の見直し時期	平成27年度		

規制シート(通知・通達等の委任根拠等)(様式)

(別添)

(通知・通達等のID)

(規制シートのID)

<p>通知・通達等の 名称(発信者等 を含む。)</p>	<p>—</p>
<p>通知・通達等への 委任の根拠となる 法令の条項</p>	<p>—</p>
<p>通知・通達等が法 令の委任の範囲 に入る理由</p>	<p>—</p>

## 規制シート(様式)

(別紙1)

180194900700001

平成27年6月10日

規制の名称	鉱山保安法	所管府省	経済産業省
根拠法令等	鉱山保安法(昭和24年法律第70号)、鉱山保安協議会令、鉱山保安法施行規則、鉱業上使用する工作物等の基準を定める省令	担当局課等及び作成責任者の役職・氏名	商務流通保安グループ 鉱山・火薬類監理官 吉野 潤
規制目的	鉱山労働者に対する危害を防止するとともに鉱害を防止し、鉱物資源の合理的開発を図ることを目的とする。		
規制内容の概要	<p>鉱業権者に対し、人に対する危害の防止、鉱物資源の保護、施設の保全、鉱害の防止のために必要な措置を講ずるよう義務付け。</p> <p>保安の確保上重要な施設の設置又は変更するときは、その工事計画を産業保安監督部長に届け出る等、機械、器具等及び施設に対する規制。</p> <p>鉱山の現況調査を実施し、調査結果を反映した保安規程を定め、これを経済産業大臣に届け出る等、組織体制等に関する規制。</p>	関連する予算	—
規制の最近の改廃経緯	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鉱山の保安を確保するために公的資格を有する作業監督者の選任を義務付けてきたが、公的資格と同等と認めうる民間資格を有する者も選任可能とした。(平成26年鉱山保安法施行規則改正)</li> <li>・鉱山の坑内で使用する自動車は、ディーゼル車に限定していたが、一定の条件を満たした場合はガソリン車の使用も可能とした。(平成24年鉱山保安法施行規則及び鉱業上使用する工作物等の基準を定める省令改正)</li> </ul>	関連する政策評価結果	—
規制を維持、改革又は新設する理由	<p>鉱山保安法は平成17年に一律・事前の規制の大幅な整理・合理化を行い鉱業権者自らが行う自主保安を中心とする体系に移行済みである。一方、現在でも鉱業は他産業より重篤な災害が発生している状況を踏まえると、今後も引き続き鉱山の保安の確保を図る必要があるため</p>	規制の維持、改革又は新設の別	維持
(規制を改革する場合の改革の方向性)	—		
見直し条項	—		
次の見直し時期	平成27年度		

規制シート(通知・通達等の委任根拠等)(様式)

(別添)

(通知・通達等のID)

(規制シートのID)

<p>通知・通達等の 名称(発信者等 を含む。)</p>	<p>—</p>
<p>通知・通達等への 委任の根拠となる 法令の条項</p>	<p>—</p>
<p>通知・通達等が法 令の委任の範囲 に入る理由</p>	<p>—</p>

# 規制シート(様式)

(別紙1)

180200500480001

平成27年7月29日

規制の名称	原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理	所管府省	経済産業省
根拠法令等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律</li> <li>・原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律施行令</li> <li>・原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律施行規則</li> <li>・原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律施行規則第六条第二項の規定により経済産業大臣が定める割引率を定める告示</li> <li>・原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について</li> <li>・原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律施行令等の解釈について</li> </ul>	担当局課等 及び作成責 任者の役 職・氏名	電力・ガス事業部 原子力立地・核燃料サイクル産業課長 小澤 典明
規制目的	原子力発電における使用済燃料の再処理等を適正に実施するため、使用済燃料再処理等積立金の積立て及び管理のために必要な措置を講ずることにより、発電に関する原子力に係る環境の整備を図り、もって国民経済の健全な発展と国民生活の安定に寄与すること。		
規制内容の概要	<p>○特定実用発電用原子炉設置者は、特定実用発電用原子炉の運転に伴って生ずる使用済燃料の再処理等を適正に実施するため、毎年度、使用済燃料再処理等積立金を積み立てなければならない。</p> <p>○特定実用発電用原子炉設置者は、毎年度、特定実用発電用原子炉の運転に伴う使用済燃料の発生状況、再処理等の実施に関する計画、再処理等に要する費用等を経済産業大臣に届け出なければならない。</p> <p>○特定実用発電用原子炉設置者等は、使用済燃料再処理等積立金を取り戻そうとするときは、毎年度、取戻しに関する計画を作成し、経済産業大臣の承認を受けなければならない。</p> <p>等</p>	関連する予 算	—



<p>規制の最近の改廃経緯</p>	<p>本規制について、最近の改廃はない状況。          なお、本規制を取りまく最近の状況としては、昨年4月に閣議決定された「エネルギー基本計画」において、「原子力事業者は、高いレベルの原子力技術・人材を維持し、今後増加する廃炉を円滑に進めつつ、東京電力福島第一原子力発電所事故の発生を契機とした規制強化に対し迅速かつ最善の安全対策を講じ、地球温暖化対策やベースロード電源による安定的な供給に貢献することが求められている。このため、国は、電力システム改革によって競争が進展した環境下においても、原子力事業者がこうした課題に対応できるよう、海外の事例も参考にしつつ、事業環境の在り方について検討を行う。」としている。これを受け、昨年6月から総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会原子力小委員会において検討を開始したところ。同委員会の中間整理において、「事業者が共同実施してきた核燃料サイクル事業について、今後、自由化により事業者間の競争が進み、また原発依存度が低減していく中においても、安定的・効率的な事業実施が確保されるよう、各事業者からの資金拠出の在り方等を検証し、その検討を踏まえて、必要な措置を講じていくことが重要」とされた。          また、本年6月に成立した「電気事業法等の一部を改正する等の法律」の国会審議においても、「原子力事業者が共同で実施してきた再処理等の核燃料サイクル事業や原子力損害賠償制度については、小売全面自由化により競争が進展し、また、原子力依存度が低減していく中においても、安定的・効率的な事業実施が確保される必要があることから、国と事業者の責任負担の在り方を含め、遅滞なく検討を行うこと。特に、核燃料サイクル事業については、民間企業の活力の発揮を前提としつつ、(中略)遅滞なく検討を行い、電力市場における小売全面自由化が平成二十八年を目途に開始されることを踏まえて、措置を講じること」との附帯決議が採択された。          これらを踏まえ、本年6月、総合資源エネルギー調査会原子力小委員会の下に「原子力事業環境整備検討専門ワーキンググループ」を設置したところであり、今後、核燃料サイクル事業における資金拠出の在り方等の検証等を行うこととしている。</p>	<p>関連する政策評価結果</p>	<p>—</p>
<p>規制を維持、改革又は新設する理由</p>	<p>上記のとおり、今後検討されていく事項であるが、現時点においては、具体的な対応方針が決まっているわけではなく、本規制は維持する。</p>	<p>規制の維持、改革又は新設の別</p>	<p>維持</p>
<p>(規制を改革する場合の改革の方向性)</p>			
<p>見直し条項</p>	<p>—</p>		
<p>次の見直し時期</p>	<p>平成32年度</p>		

規制シート(通知・通達等の委任根拠等)(様式)

(別添)

(通知・通達等のID)

(規制シートのID)

<p>通知・通達等の 名称(発信者等 を含む。)</p>	
<p>通知・通達等への 委任の根拠となる 法令の条項</p>	
<p>通知・通達等が法 令の委任の範囲 に入る理由</p>	

## 規制シート(様式)

(別紙1)

180195002390001

平成27年7月7日

規制の名称	商品先物取引に関する規制	所管府省	経済産業省
根拠法令等	商品先物取引法、商品先物取引法施行令、商品先物取引法施行規則	担当局課等 及び作成責任者の役職・氏名	商務流通保安グループ 商取引・消費経済政策課 課長 三浦 聡
規制目的	商品取引所の組織、商品市場における取引の管理等について定め、その健全な運営を確保するとともに、商品先物取引業を行う者の業務の適正な運営を確保すること等により、商品の価格の形成及び売買その他の取引並びに商品市場における取引等の受託等を公正にするとともに、商品の生産及び流通を円滑にし、もつて国民経済の健全な発展及び商品市場における取引等の受託等における委託者等の保護に資すること		
規制内容の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会員商品取引所を設立しようとする者又は株式会社商品取引所になろうとする者は、主務大臣の許可が必要、</li> <li>・商品取引債務引受業を営むには、主務大臣の許可が必要</li> <li>・商品先物取引業又は仲介業を行うには、主務大臣の許可が必要</li> <li>・商品先物取引業者及び商品先物取引仲介業者は、不当な勧誘等をしてはならない</li> </ul>	関連する予算	-
規制の最近の改廃経緯	商品先物取引業者及び商品先物取引仲介業者による不招請勧誘(契約の締結の勧誘を要請していない個人顧客に対する訪問や電話による契約の締結の勧誘)は一定の例外を除き、原則として禁止されていたところ、この例外となる類型が追加された(平成27年1月商品先物取引法施行規則(平成17年農林水産省・経済産業省令第3号)の改正)。	関連する政策評価結果	-
規制を維持、改革又は新設する理由	規制改革実施計画(平成25年6月14日閣議決定)において、「勧誘等における禁止事項について、顧客保護に留意しつつ市場活性化の観点から検討を行う。」とされたことを受けて、上記改正がなされた。	規制の維持、改革又は新設の別	改革
(規制を改革する場合の改革の方向性)			
見直し条項	平成二十一年七月十日 法律第七十四号 附則第二十九条		
次の見直し時期	平成27年度		

規制シート(通知・通達等の委任根拠等)(様式)

(別添)

(通知・通達等のID)

(規制シートのID)

<p>通知・通達等の 名称(発信者等 を含む。)</p>	<p>—</p>
<p>通知・通達等への 委任の根拠となる 法令の条項</p>	<p>—</p>
<p>通知・通達等が法 令の委任の範囲 に入る理由</p>	<p>—</p>

## 規制シート(様式)

(別紙1)

180200001170001

平成27年7月29日

規制の名称	特定放射性廃棄物の最終処分に関する拠出金の管理	所管府省	経済産業省
根拠法令等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律</li> <li>・特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律施行令</li> <li>・特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律施行規則</li> <li>・特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律第11条第3項の単位数量当たりの第一種最終処分業務に必要な金額及び同法第11条の2第3項の単位数量当たりの第二種最終処分業務に必要な金額を定める省令</li> <li>・原子力発電環境整備機構に関する省令</li> <li>・原子力発電環境整備機構の財務及び会計に関する省令</li> <li>・特定放射性廃棄物の最終処分に関する基本方針</li> <li>・特定放射性廃棄物の最終処分に関する計画</li> <li>・特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律施行規則第15条並びに第16条第1号イ及びロの規定に基づく区分及び換算係数</li> <li>・特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について</li> </ul>	担当局課等 及び作成責 任者の役 職・氏名	電力・ガス事業部 放射性廃棄物等対策室長 小林 大和
規制目的	<p>発電に関する原子力の適正な利用に資するため、発電用原子炉の運転に伴って生じた使用済燃料の再処理等を行った後に生ずる特定放射性廃棄物の最終処分を計画的かつ確実に実施させるために必要な措置等を講ずることにより、発電に関する原子力に係る環境の整備を図り、もって国民経済の健全な発展と国民生活の安定に寄与すること。</p>		

規制内容の概要	○発電用原子炉設置者等は、最終処分事業に必要な費用を、原子力発電電力量等に応じ、実施主体である原子力発電環境整備機構(NUMO)に対し、拠出金として納付しなければならない。 等	関連する予算	—
規制の最近の改廃経緯	○発電用原子炉設置者等が拠出金を納付するに当たって、毎年、国において拠出金単価の見直しを実施しているところ。直近では、本年1月に見直しを実施。 ○なお、最終処分政策が進んでいない状況を踏まえ、平成25年から政策の抜本的な見直しを実施。内閣官房長官が議長を務める最終処分関係閣僚会議や総合資源エネルギー調査会の議論を踏まえ、「特定放射性廃棄物の最終処分に関する基本方針」を7年ぶりに改定(平成27年5月閣議決定)。 ○新たな基本方針においても、「発電用原子炉設置者等は、特定放射性廃棄物の発生者としての基本的な責任を有することから、法に基づき拠出金を納付する義務を負う」としている。	関連する政策評価結果	—
規制を維持、改革又は新設する理由	上述の通り	規制の維持、改革又は新設の別	維持
(規制を改革する場合の改革の方向性)			
見直し条項			—
次の見直し時期	平成32年度		

規制シート(通知・通達等の委任根拠等)(様式)

(別添)

(通知・通達等のID)

(規制シートのID)

<p>通知・通達等の 名称(発信者等 を含む。)</p>	<p>—</p>
<p>通知・通達等への 委任の根拠となる 法令の条項</p>	<p>—</p>
<p>通知・通達等が法 令の委任の範囲 に入る理由</p>	<p>—</p>